

農中総研 調査と情報

2016.9 (第56号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

- 米価低迷等による集落営農組織の経営への影響 長谷川晃生 2
- 農業分野での成長に必要な資金供給を目指す成長戦略
—「日本再興戦略2016」に注目して— 石田一喜 4
- 林業における労働安全対策 秋山孝臣 6

● 農漁協・森組 ●

- 清酒需要の変化と酒米産地、JAの対応 小針美和 8
- 水辺の今を人々に伝える漁協
—大阪市漁業協同組合— 田口さつき 10

● 経済・金融 ●

- 増加する地方移住と移住支援に対するJAの向き合い方 多田忠義 12

■ 寄稿 ■

- 生産者と地域住民との交流による都市農業の継続性
公益社団法人 中央畜産会 経営支援部(支援・調査) 主査 今野絵奈 14

■ 現地ルポルタージュ ■

- JA 鳥取いなばの移動販売車の取組み 木村俊文 16
- 地域の資源を活用した障がい者就労と6次産業化
—NPO法人サトニクラスの取組み— 一瀬裕一郎 18

■ 最近の調査研究から ■

- 当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 20

■ あぜみち ■

- 鶏卵の輸出について
有限会社仁光園 代表取締役社長 島 哲哉 22

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

米価低迷等による集落営農組織の経営への影響

主任研究員 長谷川晃生

2016年時点で、全国に15,134の集落営農組織（以下「集落営農」）が存在しており、地域農業の担い手としての存在感が増している。しかし、集落営農の経営は14年産の米価低迷や、同年産米から国の交付金（米の直接支払交付金）が削減されたことにより、大きな影響を受けている。法人、任意組織別にみた経営の特徴を踏まえつつ、米価低迷等の影響について分析する。

1 法人と任意組織の経営の特徴

農林水産省の「営農類型別経営統計」をもとに、米価が低迷した14年における集落営農（水田作経営）の1組織当たり平均の農業経営収支をみたのが第1表である。

第1表 集落営農（水田作経営）の農業経営収支
（2014年の1組織当たり平均）

(単位 万円)

	法人	任意組織
農業粗収益(a)	3,894	3,240
うち稲作収入	1,784	1,191
麦・豆類収入	233	337
野菜収入	140	25
農作業受託収入	273	67
共済・補助金等受取金	1,304	1,532
うち米の直接支払交付金	152	110
水田活用の直接支払交付金	560	710
畑作物の直接支払交付金	312	593
農業経営費(b)	2,625	2,642
農業所得(c) ※c=a-b	1,269	598

資料 農林水産省「営農類型別経営統計（組織経営）」

(注) 1 法人は「組織法人経営の水田作経営のうち集落営農」、任意組織は「任意組織経営の水田作経営のうち集落営農」。

2 14年産米等に係る「収入減少影響緩和交付金」および「収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策」の補てん金は、14年の調査期間後に交付されたため、上記表の農業粗収益に含まれていない。

3 集計対象は、法人が150、任意組織が195である。

法人と任意組織の大きな違いとして、調査対象の平均経営耕地面積は、集落営農法人が30.1ha、任意組織が29.8haと同程度であるが、農業粗収益から経営費を差し引いた農業所得が、法人1,269万円で、任意組織598万円と、差が大きいことが指摘できる。

農業所得の違いを把握するために、粗収益の内訳をみると、法人は稲作収入、共済・補助金等受取金の順に多く、任意組織は稲作収入よりも補助金等の受取金が多い。一般に集落営農の経営は各種補助金に依存しているが、法人と任意組織で違いがみられ、粗収益に占める共済・補助金等の受取金の割合は、任意組織(47.3%)が法人(33.5%)を大きく上回っている。

補助金以外の項目では、稲作、野菜、農作業受託の各収入は、任意組織よりも法人が多く、特に法人は野菜等の経営作物の複合化や農作業受託に積極的であることが、任意組織との農業所得の差が大きい一因である。

一方、任意組織は、法人と比べて野菜、農作業受託の収入が少なく、麦・豆類が多いことから、稲作と転作作物が中心で、補助金の受け皿としての性格が強いことがうかがえる。

2 米価低迷の影響は任意組織で大きい

次に、米価低迷等による影響を分析するため、13年と14年の農業経営収支の変化をみることにする。14年の稲作収入は、前年に比べて、法人、任意組織ともに減少したが、減少

第2表 集落営農の農業経営収支の増減額
(2013年と14年の比較)

(単位 万円)

	法人	任意組織
農業粗収益(a)	△201	△322
うち稲作収入	△285	△345
麦・豆類収入	54	75
野菜収入	17	△11
農作業受託収入	△1	△21
共済・補助金等受取金	△4	△46
うち米の直接支払交付金	△107	△112
水田活用の直接支払交付金	50	40
畑作物の直接支払交付金	10	56
農業経営費(b)	142	20
農業所得(c) ※c=a-b	△343	△343

資料 第1表と同じ

額は任意組織が法人を上回った(第2表)。

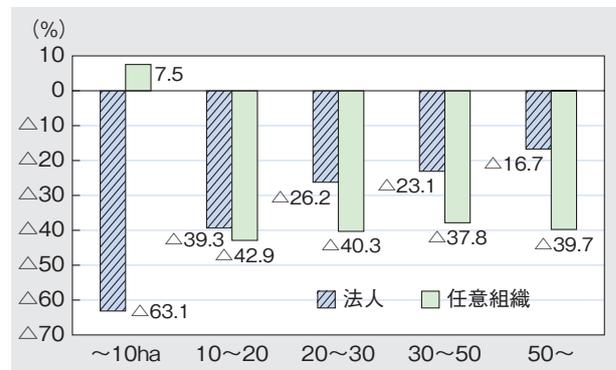
また、米の直接支払交付金は、法人、任意組織ともに、稲作収入に次いで減少額が大きかった。このように、14年の集落営農の経営は、米価低迷による稲作収入と米の直接支払交付金の減少が、農業所得の減少に大きく影響し、特に任意組織は、法人に比べて稲作収入の落ち込みが大きかったことが、農業粗収益の減少幅拡大の主因となった。

3 法人は大規模層ほど影響が小さい

さらに、米価低迷等による経営の影響について、水田作付延べ面積規模別にみると、14年の農業所得は、任意組織の10ha未満層を除いて、いずれの経営規模においても前年に比べて減少した。しかし、法人では、経営規模が大きいほど減少幅が小さく、10ha未満層の63.1%に対して、50ha以上層は16.7%にとどまっている。(第1図)。

法人の大規模層で減少率が低い要因としては、大規模層では麦・豆類、野菜の収入や交付金のうち水田活用の直接支払交付金が増加

第1図 経営規模別にみた集落営農の農業所得の増減率(2013年と14年の比較)



資料 第1表と同じ

(注) 経営規模は水田作付延べ面積規模別。延べ面積は稲作以外に麦、豆類等を水田に作付けた延べ面積。

したことが挙げられる。つまり、法人の大規模層は、野菜等の経営作物の導入等、新たな収入確保による経営の維持・安定に由来から取り組んできたこと、また、交付金の対象となる交付単価が高い飼料用米等の作物を導入したことで、米価低迷等の影響を緩和することができたものと考えられる。

一方、任意組織は大規模層においても農業所得の減少率の縮小はみられず、経営作物の複合化が進展しないなかで、米価低迷等の影響が大きかったものとみられる。

以上のことから、集落営農では、米価低迷等により経営状況が悪化し、経営改善を迫られている。集落営農は政策対応のために設立された組織が多いが、経営維持のためにどのように対応し、またJA系統の支援がどのように展開されているのか、今後の研究課題としたい。

<参考文献>

・安藤光義(2016)「集落営農に対する経営所得安定対策の役割」『農業と経済』第82巻・第1号

(はせがわ こうせい)

農業分野での成長に必要な資金供給を目指す成長戦略

— 「日本再興戦略2016」に注目して—

研究員 石田一喜

2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」は、「(農業)経営体の育成等による生産現場の強化」を目的とする新たに講ずべき具体的施策として、「成長に必要な資金の供給」を加えている。再興戦略が農業の資金面について大きく言及するのは今回が初めてであり、民間金融機関による農業融資の活性化を掲げるなど内容にも注目点が多い。

1 成長資金供給に向けたポイント

日本再興戦略は、「成長に必要な資金の供給」を実現するための具体的な取組課題として、以下3点をあげている。

第一は、農業者の経営能力や事業の成長可能性などに対する評価を審査上で重視する「事業性評価融資」を新たな融資スキームとして確立することである。新規事業への進出や経営規模の急速な拡大など、成長局面にある経営体ほど資金需要が大きい。しかし一方で、そうした経営体ほど人的・物的な担保が乏しく、従来の手法では円滑な資金供給ができない可能性も高い。そこで、過度に個人保証や財務状況に依存せずに、経営展開に必要な資金を供給できる仕組みとして、経営へのコンサルティング支援と併せた、事業性評価融資が取り上げられている。

この点について再興戦略は、既に農業分野での事業性評価融資に本格的に取り組んでいる(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」)等での実施状況を17年4月以降に点検・評価し、必要な改善を行うスケジュールを立てている。

第二は、民間金融機関による農業融資の活性化である。具体的な取組みとしては、民間金融機関の農業に関する知識と農業融資のノウハウの提供を目的とする研修会等の開催や、公庫との連携強化があげられている。それに加えて、幅広い利用が可能となるように、「信用保証制度」を見直すことも明記されている。

第三は、農業法人投資育成事業に関する制度改正である。現状では、農地法上の制約がある農地所有適格法人以外への投資であっても、同事業による株式取得は総議決権の過半が上限となっている。この上限が成長資金供給の制約になっているという判断から、再興戦略は制度変更を求めている。

2 信用保証制度の見直しにおける論点

以上のとおり、再興戦略は基本的に農業分野での成長資金を供給するための新たな枠組みを提起している。そのうち、信用保証制度の見直しは、金融機関側のリスクを軽減し、結果的に成長資金の供給増加をねらった施策になっている。しかし、再興戦略は見直しを行うことだけを決めており、見直しの内容については現時点でも不明である。とはいえ、これまでの規制改革会議等の議論を通じて、既にいくつかの論点が提示されている。そこで、これまでの経緯を踏まえながら、農業分野にかかわる信用保証制度の見直しの方向性について詳しくみていきたい。

そもそも、農業者向けには農業信用保証保険制度、中小企業者向けには信用補完制度が

創設されており、制度上すみ分けされたうえで、債務者の信用力を補完する公的な役割を果たしている。両制度とも、都道府県等の協会による債務保証と、全国機関による保証に対する保険を組み合わせた運営になっており、保証部分で地方公共団体、保険部分で国からの支援を受けている。

借入者属性別、事業内容別に利用可能な協会を整理してみると(第1表)、表中の「農業」については農業信用基金協会が中心で、信用保証協会(以下「保証協会」)の利用は、茶、もやし、きのこなど製造業に近い性質を持つと判断された一部品目に限定されている。

これは中小企業信用保険法を含む関連制度が、「農業」を保証保険の付保対象から除外していることに由来している。逆にいえば、保証協会が農業の債務の保証をすること自体は法的に禁止されておらず、独自の保証が可能である。しかし、無保険で債務保証をする場合、債務不履行時の費用すべてが保証協会あるいは金融機関の負担となってしまうため、自治体からのサポートがあった北海道や秋田など一部を除き、保証実績はほとんどない。

こうした制度設計の下、制度間での役割分担がなされてきたものの、90年代半ばから保証協会の利用を全面的に可能とする制度見直しが要望されてきた。こうした要望の背景には、農業技術の進歩に伴い、製造業に近い性質を持つ農業が増えていることや、中小企業者の農業参入が進んでいることなど、昨今の農業情勢の変化が大きく影響している。つま

(注1) アグリ特区保証融資制度の場合、代位弁済時は自治体25%、保証協会25%、金融機関20%、国30%で負担することになっている。
 (注2) 中小企業庁金融課(2008)「農林水産業に関する質問に対するご回答について」。

第1表 利用できる協会の整理(利用者・事業内容別)

		事業内容	
		農業	加工・流通・販売等
借入者	農業者等 ^(注1)	農業信用基金協会 ^(注2)	農業信用基金協会 信用保証協会
	中小企業者	農業信用基金協会 ^(注2) 【中小企業者でも、農業を営む者または農業に従事するものは利用可能】	信用保証協会

資料 農林水産省・経済産業省資料

(注) 1 農業者等は、農業を営む者および農業に従事する者などが該当。こうした農業者のうち、農業信用基金協会の会員または会員となっている農協の組合員が農業信用基金協会を利用できる。
 2 茶、もやし、きのこなど製造業に近い性質があると判断された一部の品目(事業)の場合、信用保証協会も利用可能。

り、どちらの制度を利用すべきなのかという判断や、制度間の役割分担の見極めが難しい状況が増えてきた結果、地方銀行協会等をはじめとする民間金融機関が、使いやすさ向上の観点から中小企業信用保険制度の見直しを求めるに至っている。

既に国家戦略特区では、商工業とともに農業を営む経営体の場合に限り、農業への信用保証制度の適用を認める制度(通称、アグリ特区保証融資制度)が試験的に運用されており、数件の保証実績もある。この制度での債務不履行時の仕組みは、従来の制度とは大きく異なるものの^(注1)、そこでの実施状況や実態は、今後の議論の参考事例とされるだろう。

従来の議論では、より専門性を備えた協会が責任を持って対応することが、政策的資源を効率的に活用するために合理的であるという説明がされてきた^(注2)。よって、信用保証制度見直しの際は、保証協会のノウハウや方針、財務状況を判断したうえで、どの程度農業に対応できるのかがポイントとなるだろう。

またこの見直しは、そもそも異なる目的で創設された両制度に関する、より大きな議論につながる可能性がある。それらを踏まえ、今後の動向を注視していく必要がある。

(いしだ かずき)

林業における労働安全対策

専任研究員 秋山孝臣

1 極端に高い林業労働災害

林業労働災害の発生状況は、長期的には減少しているが、2014年の発生数は1,611人(死亡42人)となっており、発生率は14年で死傷年千人率^(注)26.9と他の産業と比較して依然として高い状況が続いており、全産業平均の11.7倍である(第1図)。

2 高い労働災害発生率を生む理由

林業労働は、足場の悪い山の中で伐採木等重量物を取り扱うため、労働災害の発生率、発生強度が、全産業のなかで最も高くなっている。

また、林業労働者が高齢化していることも、労働災害の多さの原因となっている。

林業労働の特徴として以下のような作業であることが指摘でき、林業労働には多くの潜在的危険要因が存在していることがわかる。

- ①自然条件の影響を受ける不整地、傾斜地での作業、
- ②重量物、不定型な物を扱う作業、
- ③振動、騒音を伴う機械、鋭利な刃物による作業、
- ④張力のかかったワイヤロープを扱う作業、
- ⑤不整地、傾斜地を走行する車両系機械による作業。

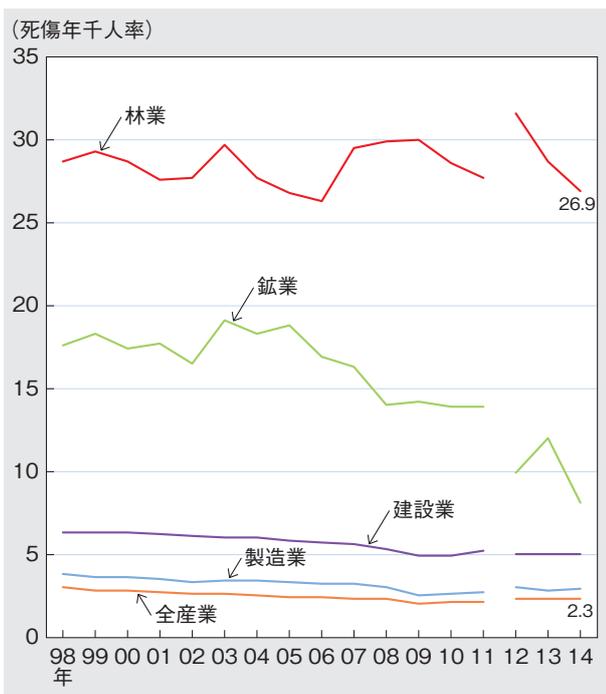
3 林業労働災害対策の法体系

労働者の安全衛生に関する法律には、労働基準法、労働安全衛生法をはじめいくつもの法律がある。労働安全衛生法には労働災害防止のために守らなければならない事項が規定されており、法律の施行に伴う具体的な事項は政令や省令、告示等で示されている。

4 労働安全衛生法の内容

かつては、労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策等については、労働基準法(1947年)の中で定められていた。しかし、1960~70年代になると、急激に変化する産業社会の実態に災害防止対策が即応できないこと等から、72年に、労働基準法を母体とし、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の充実強化を図るため労働安全衛生法が制定された。

第1図 労働災害発生率(死傷年千人率)の産業間比較と推移



資料 厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」
 (注) 2012年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」および「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」および「総務省労働力調査」に変更。

林業労働災害についても、この法律が適用される。この労働安全衛生法の目的は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進の措置を講ずるなどその防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することである。

5 労災保険の概要

労災保険とは、労働者災害補償保険法に基づく制度であり、業務上災害または通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者またはその遺族に対し、所定の保険給付を行う制度である。また、このほかに被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っている。

6 労災給付金の種類

労働災害給付金には、療養保障給付、休業保障給付、障害保障給付、遺族保障給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病保障年金、介護保障給付、二次健康診断給付があり、それぞれの等級により、所定日給の何百日、あるいは定額の給付がある。

7 労働安全対策への取組み

当研究所が実施した第28回(2015年度)森林組合アンケート調査(対象組合104組合)による

(注)死傷年千人率とは、労働者千人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)。

と、労働安全対策に関して、各組合では以下のような対策を実施している(()内は実施率)。

①打合せ等

「朝の作業前ミーティング」(95%)「危険予知ミーティング」(84%)「指差し呼称」(71%)

②チェーンソーによる伐木造材

「保安帽」(91%)「チェーンソー防護着の着用」(87%)「安全な作業手順の遵守」(86%)「技術研修」(80%)

③林業機械の運転・作業

「始業点検」(90%)「技術研修」(87%)

④熱中症対策

「日常の健康管理」(88%)「保冷剤やスポーツドリンクの携帯」(77%)

⑤安全推進体制

「災害発生報告」(82%)「救急薬品の携帯」(81%)「労働災害発生時の緊急連絡体制の整備」(80%)「経営トップの安全パトロールと就業者への呼びかけ」(75%)「リスクアセスメントの導入」(73%)「原因の分析」(73%)

⑥蜂作業

「蜂毒のアレルギー検査」(76%)「自動注射器の携帯」(68%)「防蜂網」(54%)

なお、効果の程度に関して多くの項目で組合の評価は高かった。

8 今後の課題

以上のように林業においては労働災害が多発しており、森林組合系統における労働安全対策への取組みにもまだ改善の余地がある。行政等による指導強化と現場の安全意識の高まりが早急に求められている。

(あきやま たかおみ)

清酒需要の変化と酒米産地、JAの対応

主任研究員 小針美和

1 清酒消費構造の変化と酒米需要の増加

近年、国内における清酒、とりわけ高級酒の販売が堅調に推移していることや、輸出が増加していることをうけて、酒造好適米(以下「酒米」)の需要が高まっている。清酒の国内販売量の推移をみると、1990年代後半以降大幅な減少が続いていたが、2010年代に入って下げ止まりの傾向がみられる(第1図)。なかでも、^(注)精米歩合の高い特定名称酒の需要が堅調で、特に醸造アルコールを添加しない純米酒・純米吟醸酒は純増で推移しており、清酒販売量に占める割合も上昇している。

清酒販売量の下げ止まりに対応して原料米需要が下げ止まりの傾向にあるとともに、純米酒や純米吟醸酒では酒米の使用割合が高いことから、原料米の使用数量に対する酒米の割合も上昇傾向にあり、14年度では3割を超えている。

2 酒米生産は播種前契約栽培が中心

酒米の実需者は酒造業者に限られている。また、一般的なうるち米と比べて栽培が難しいうえに収量も低く、主食用米より高価格で

安定して販売できなければ再生産が難しいことから、酒米の生産は播種前契約栽培を基本としている。

具体的には、酒造会社は、前年の11月頃に過去の酒米の実績数量や製造計画をもとに、都道府県の酒造組合を通じてJA全農等の集荷団体に翌年の希望数量を申し込む。集荷団体はこの情報を産地に伝え、産地はそれをもとに計画生産を行う仕組みがベースとなっており、酒米の約7割がJA全農を通じて流通しているとみられる。

そのため、収穫後に契約外で酒米を手配するのは難しいことから、産地が特定地域にのみ偏ると、自然災害等で大幅な収量低下が起こった際に必要量の調達に困難となるリスクが高い。そのため、多くの酒造業者は、酒米を毎年安定調達し稼働率を確保するうえでも、広域(県内および県間)流通は不可欠なルートであると考えている。

一方で、最近では地場産の米で醸造した地域限定酒の人気の高まり等もあり、酒造業者が酒造組合を通さず地元の生産者やJAと直接契約を行う地域流通も増えている。

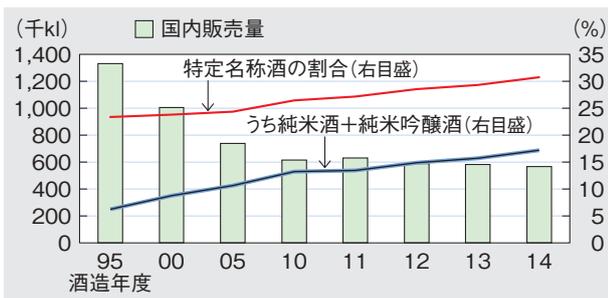
酒造業者は、これらの複数の流通ルートを組み合わせることで、自社のニーズに沿った調達をしているとみられる。

3 不足と過剰に揺れる近年の酒米需給

酒米生産の動向をみると、長期的な清酒需要の減少に伴う酒米需要の低下や、米の生産調整の強化等の制度的な要因を背景に、酒米の作付面積は減少傾向にあった。

そのため、先にみたように2010年代に入っ

第1図 清酒の国内販売量と製造タイプ別の割合



資料 国税庁「清酒製造等の状況について」(各年版)
 (注) 酒造年度は7月～翌年6月までの1年間。

て清酒需要の高まりがみられるものの、すぐにそれに対応した増産をすることが難しく、10年から12年にかけての検査数量は7万トンを割り込む水準となり(第2図)、酒造業界には不足感が生じてきた。

そこで、14年産からは、清酒製造の純増分に必要な酒米に限っては、生産数量目標に関係なく生産ができるように生産調整の運用が見直された。また、15年産では、14年産の主食用米価格の大幅下落によって生産者の酒米の作付意向も強まった。これらをうけて、14年産以降は酒米の検査数量が大幅に増加しており、15年産では10万トンを超えている。

これにより不足感は解消された反面、短期間での生産量の急激な増加により酒米は一転して過剰環境にあり、現状では、販売先を確保できていない酒米の対応に苦慮する地域もある。その要因のひとつとしては、酒米生産は前述のとおり播種前契約を基本とするものの、今般新規に酒米に取り組んだり、面積を増加した地域や農業者のなかには、必ずしも実需との結びつきがなく生産したケースもあることが考えられる。

酒米は清酒生産に不可欠であるが、用途・数量が限定されたいわばニッチな分野でもある。酒米の安定的な供給体制の確立には、実需との結びつきにもとづいた生産が必要であることが改めて浮彫りになったといえよう。

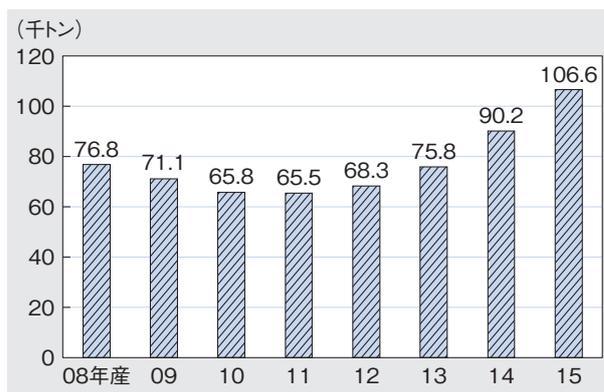
4 実需との結びつきを強化する産地、JA

酒米の生産に積極的な地域では、単に生産量の増加を図るだけでなく、実需者のニーズにあった良質米の安定生産に向けた取組みに注力している。

例えば、秋田県湯沢市は、酒米が水稻作付

(注)特定名称酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、原料製造方法の違いにより8つに分類される。より高品質な清酒である。

第2図 酒造好適米(醸造用玄米)の検査数量



資料 農林水産省「米穀の農産物検査」各年産版

面積の1割を超える古くからの産地である。生産量は秋田県の7割のシェアを占め、その4割は全農あきた等を通じて秋田県外の酒造業者にも供給されている。

同市では、酒米生産者で組織する「湯沢市酒米研究会」が中心となって、研究会事務局のJAこまちや行政等とも連携し、「『酒米安定供給基地』の確立」を目標に掲げて栽培暦の見直しや稲見会(現地指導会)を実施し技術の研鑽を行っている。また、既存取引先との関係強化や新規取引先の開拓のために、会員の生産者やJAの担当者らが県外の酒造業者にも直接訪問し、情報交換を行っている。

また、山梨県のJA梨北では、管内の酒造業者に供給する酒米について、農薬や化学肥料の使用を削減しつつ、さらなる高品質化を進めるため営農指導を強化している。あわせて、酒造業者と協力し、高品質化したJA梨北ブランドの酒米を用いた純米吟醸酒の商品開発にも取り組んでいる。

これらの取組みのように、実需者との協力による新たな需要の創造や、実需者との関係強化によって選ばれる産地、JAとなることは、酒米生産にとどまらず、2018年の生産調整の見直しに向けた対応としても、今後より一層重要となると考えられる。

(こばり みわ)

水辺の今を人々に伝える漁協

— 大阪市漁業協同組合 —

主任研究員 田口さつき

1 川と海の変化

大阪市漁業協同組合に所属する漁業者(組合員53名)は、淀川河口域を主要漁場としている。現在、同組合は、地域に開かれた漁協として、地産地消や交流活動を積極的に行っている。

このような活動に取り組むのは、人々に現状を認識してもらうことが漁業の発展につながるという漁業者の信念からだ。

経済発展が優先されるなか、1950年代頃から大阪湾に注ぐ川が浅くなり、ヘドロがたまり臭気が漂い出した。69年(昭和44年)には、湾岸の埋立て等の開発のため、漁業権を放棄せざるを得なかった。この頃から、大阪の人々は、川と海は汚れていると認識するようになった。

しかし、実際には、海には魚介類が豊富で、70年代半ばには、船びき網漁業者が1日で1千万円台の水揚げをしたこともあった。80年代には、スズキなどが高値で取引されていた。ただし、大阪湾の魚介類は、他産地のものとして流通していた。それは、組合員が個々に魚介類を他の産地市場(淡路島、明石など)で水揚げしたり、加工業者との相対取引で販売したりしていたからだ。

2 外部組織との連携

組合員数の減少に歯止めがかからず、大阪の漁業は人々から忘れられる一方で、同漁協は地域社会にも目を向けて地道な活動を続けていた。97年から浮遊ゴミの回収、03年からボランティアと連携して環境浄化活動を開始した。

11年には、大阪市天王寺区で地産地消に取り組むNPO法人「浪速魚菜の会」と大阪商工

会議所から「淀川ウナギ」の特産品化を勧められた。そこで、漁協の関連会社「大阪市漁協株式会社」が組合員からウナギを買い取り、料理店に販売する事業を開始した。翌12年には、同法人から料理勉強会のための食材提供を求められた。この勉強会への参加を通じ、大阪の料理人の間に大阪湾周辺の水産物は汚れているというイメージが形成されていることがわかった。

このような活動を通じて、北村英一郎代表理事組合長(以下「組合長」)は「いつまでも他の産地市場で水揚げしては大阪湾の状況が伝わらない。地元産として売りたい」と考えるようになった。

3 入札場開設へ

そこで、組合長は、他組合も含め、府内の船びき網漁業者に大阪湾でとれた魚を集めて売買し、地産地消をアピールできる入札場(産地市場)をつくりたいともちかけた。単独ではなく、連携したほうが、効果が高いと考えたからだ。

これに対し、入札場を開設したら販売先から反発を受けると懸念した漁業者もいた。また、入札場の経営も採算が合わないだろうという意見があった。

それでも、組合長は青壮年部で活動したときに培った人脈を生かし、協力を呼び掛けた。その結果、船びき網漁業者が月に数回集まり、話し合いを進め、大阪湾でとれた魚を1か所に集めて競りにかけるという案がまとまった。なかでも大阪府鱸巾着網漁業協同組合(以下「巾着網漁協」)は、利便性の高い岸和田市に拠点を持つため、同漁協が主体となり岸

和田漁港に入札場を整備し、運営を行うことで意見が一致した。そして、14年春より入札が始まった。

入札場の取扱いは、イカナゴとシラスの2魚種から始まった。これらは一定の需要が見込めること、イカナゴは2～3月、シラスは4～12月が漁期のため、入札場がほぼ通年稼働できるという理由からである。

入札場構想に賛同した漁業者は、相対で取引していた業者に入札場の競りに参加するようお願いした。実際に参加した仲買業者は、自分の気に入ったものを必要な量だけ買うことが可能となった。それまでは、長期的に仕入れるために品質面や量について漁業者の要望も受け入れていたのだ。

1か所にまとまることで、全体的に品質が向上するという効果もでた。漁業者が他の漁業者の水準の高さに気づき、努力するようになったからだ。

この結果、品質に見合った価格がつくようになり、参加する漁労体も14年の29か統から15年に57か統と増えた。16年には67か統と、府内の船びき網漁業の漁労体全てが参加するまでになった。^(注)

他県まで運ばず、近場の岸和田市で水揚げするので、輸送コストも削減できた。さらには、水揚げしたシラスなどを提供する巾着網漁協直営の食堂が15年に開店し、「地元の人が魚を食べて、生物にやさしい環境とはなにかを考えて欲しい」という漁業者の思いを結実する場となった。

4 水辺に人々を

入札場構想が実現し、大阪市漁業協同組合は再び、地元での活動を活発化させている。

(注)大阪市漁業協同組合において船びき網漁業を営む漁労体は3か統。その全てが当初から入札場で水揚げした。



「楽しい水辺教室 in 西淀川」
(大阪市漁業協同組合サイトより)

近年、岸辺のコンクリート化や下水道の排水規制などの結果、川の水は透明度が増し、無臭となったが、水中の窒素やリンの含有量が低下し、植物性・動物性プランクトンが海で発生しにくくなっている。漁業者は陸・川・海の循環の停滞を危惧している。このような実態を多くの人々に理解してもらいたいという思いから、組合員は小学校などを訪問し、漁業について講演を行う活動を積極的に行っている。

また、16年6月には淀川河川敷で「楽しい水辺教室 in 西淀川」を開催し、47名(大人22名、子ども25名)の参加者に漁業体験、漁船遊覧といったプログラムを行った。イベント後のアンケートでは、小学生が「魚や水や虫のことをいっぱい知れてよかった」と記入し、生き物を大切にする気持ちが高まったことが明らかとなった。

さらに、漁家出身でない若者の就漁を組合として支援していきたいと考えている。実際に、組合長がある若者の就漁を助けたところ、その若者から「この仕事に巡り合えてよかった」と、感謝されたという。

漁業の持つ多面的機能を人々と分かち合うべく、同組合は地域に開かれた漁協として、今後も活動領域を広げていきたいと考えている。

(たぐち さつき)

増加する地方移住と移住支援に対するJAの向き合い方

研究員 多田忠義

地方創生における主要施策の一つである地方への移住促進政策が開始されて1年余りが経過した。そこで、現在把握している移住の状況と課題をまとめ、JAが移住にどう向き合えばよいか探りたい。

1 地方創生で一段と加速する地方移住

まず、NPO等の移住支援団体や行政等が設置した移住相談窓口への移住相談件数は増加傾向が強まっている。例えば、2002年以降、地方移住を社会運動として展開する「特定非営利活動法人 100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」への問合せ・相談件数は、15年度で23,928件と、08年度(2,901件)から8倍に増加している(第1図)。

これは、地方自治体からのニーズもあり、同NPOの東京会場が16年7月に2年連続で増床(前年比1.7倍)されたことも関係している。展示パネルブースを設置する団体は、北海道(16年10月出展予定)、東京都、大阪府、愛知県を除く43府県のほか、18市町、1団体、2企

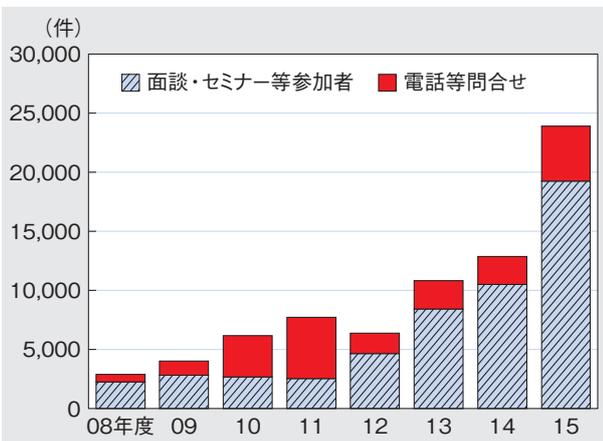
業で、36府県1政令市では専属相談員を配置するなど、14年度末(展示パネルブース：26県2市2団体2企業、専属相談員配置：6県)から相談体制は大幅に強化されている。

2 移住促進政策とその課題

行政等の支援窓口を経由して移住を実現した人数も増加傾向が続いている。移住希望者登録を済ませたうえで移住した人数、または住民票異動時のアンケート調査で移住を理由に挙げた人数は、一部の府県でデータ未収集はあるものの、14年度には11,735人と、09年度の2,842人から、5年間で4.1倍に増加した(第2図)。

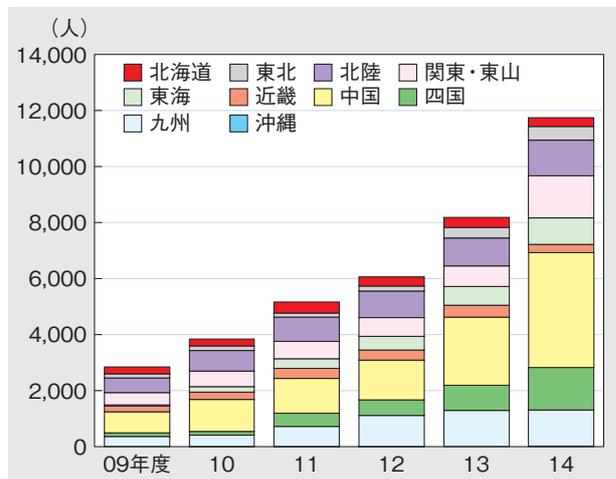
移住促進政策は、1990年代後半以降、雇用対策や団塊世代の大量退職の対策を契機に強化されてきた(多田(2016))。16年3月までに都道府県および市町村によって策定された総合戦略では、多くの自治体で移住促進にかかる重要業績評価指標(KPI)を設定しており、

第1図 移住相談等に関する件数推移



資料 特定非営利活動法人 100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター「2015年度年次報告書」

第2図 移住者数の推移



資料 小田切ほか(2016)を基に作成
(注) 地域区分は、全国農業地域区分に基づいた。

移住促進政策は一段と強化されたと考えられる。

しかし、移住促進政策は強化された一方で、地方創生に関する政策は5年が一つの区切りとなっているため、この政策の継続性が懸念される。

政策が継続される必要性は、行政担当者や移住支援のNPOに対するヒアリングから明らかである。移住者のニーズと移住希望先での就業先や居住先、地域コミュニティなどを調整するため、移住実現までにはかなり時間を要し、最初の相談から移住に至るまで最低でも2～3年程度、なかには10年近くかかる事例もあるとのことである。

3 切れ目のない移住支援と支援団体の役割

移住を実現するに当たって、移住希望者は、①移住希望先を知る・候補を絞る、②住まいや仕事のことをよく相談する、③試しに住む、④収入を確保する、⑤移住先のコミュニティに溶け込むという段階が、地域の状況に応じて程度に違いはあるものの必要となる。これら各段階で、国、都道府県、市町村、コミュニティ、NPOなどの各種団体が連携し、切れ目のない支援を展開する必要があるが、都道府県によって策定された総合戦略を分析した結果、切れ目のない支援が行われている県は少数派であった(多田(2016))。

こうしたなかで切れ目のない支援を展開するうえで重要な役割を果たしているのが、NPO等の移住支援団体である。例えば、移住希望者の能力を踏まえ、県内中小企業の訪問を通じて掘り起こした求人と移住希望者とをマッチングさせた事例や、空き家バンクに登録されていなかった物件を、所有者、移住希望者、コミュニティの3者の考えを調整してNPOが空き家の管理を引き受け、賃貸物件として貸し出した事例などである。

4 期待される移住支援へのJA関与

JAは指導、経済、信用、共済事業を展開するだけでなく、地域のコミュニティに精通しており、前述した移住支援団体のような役割を果たし得ると期待される。

例えば、地方移住で特に問題となる住まいや土地(農地を含む)確保のノウハウは、これまで新規就農者の受入れに際し取り組んできたことで、蓄積されてきている。

とりわけ、移住希望者のなかには農林水産業への就業を希望する人が存在する。農林水産業に興味を持つ人が増えることで、覚悟と準備の整った人も増えることが期待され、担い手確保対策につながる。

一方で、移住希望者のなかには生業や生活の一部として農に取り組みたい人も存在し、新規就農支援の枠組みでは対応に苦心するケースを現地ヒアリングでよく聞く。こうした希望者に対し、島根県では半農半Xという受入れモデルを準備し、農に対する多様なかわり方を用意している。しかも、このモデルで移住した人の一部が、認定農業者になるまで成長した事例も聞かれた。すなわち、農に興味を持つ人を一人でも多く取り込むことが担い手確保につながるといえる。

内発的発展論では「外部の視点」が重視されている。地域の諸課題に覆いかぶさる閉塞感を突破するうえで、移住者は多様な視点をもたらし、地域の活性化や担い手としての活躍が期待される。多様な農の担い手、そして地域の担い手を確保するうえで、JAには移住支援に対し積極的な関与が期待される。

<参考文献>

- ・小田切徳美・中島聡・阿部亮介(2016)「人口減少・地域再生に挑む(第11回)移住者総数、5年間で約4倍にー移住者数の全国動向(第2回全国調査結果より)」『ガバナンス』3月号(103～105頁)
- ・多田忠義(2016)「移住促進政策の変遷と課題ー鳥取県鳥取市の事例を踏まえてー」『農林金融』5月号(18～35頁)

(ただ ただよし)

生産者と地域住民との交流による都市農業の継続性

公益社団法人 中央畜産会 経営支援部(支援・調査) 主査 今野絵奈

1 はじめに

日本の農業問題の議論は中山間地域を事例としていることが多く、都市的地域ではあまり着目されてこなかった。1968年の都市計画法によって都市と農村とが二分化されることにより、都市部では工業化、人口流動による非農家との混住化、排気ガス等による環境悪化といった様々な都市的環境問題を増大させた。

都市農地の土地利用区分は、農業振興法(農振法)と都市計画法によって、農業的土地利用区域と都市的土地利用区分となっており、都市的土地利用区分は、市街化区域と市街化調整区域にわけられる。都市計画に基づき、優先的に都市化を進めていく市街化区域のなかにも生産緑地地区が設定され、農地等の適正な保全を図るよう努めている。しかし、非農家との混住化が進む都市部では、農地からの砂埃、悪臭、騒音等による苦情が発生しやすく、農地は迷惑施設(NIMBY)の1つとして考えられることもある。2015年4月には、農産物供給機能の向上、地産地消の促進、食育の充実等を基本施策とした「都市農業振興基本法」が制定・施行され、都市農業の安定的な継続、良好な都市環境の形成が重要視されるようになった。都市農業は、非農家を含む地域住民の農業への理解、農業体験や食育といった子どもたちへの啓蒙活動、農家と非農家のつながりを強化することが継続の鍵となってくる。

2 大型直売所を核とした地域住民との関わり

生産者と消費者の仲介役として、直売所は

大きな役割を果たしている。直売の方法として、生産者の庭先(自販機・無人販売を含む)、大型直売所等があり、経営規模や形態が様々である。生産者にとって消費者へ直接販売することは、農産物生産に対する意識の向上、消費者ニーズを知る役割を果たしている。特に、農協が運営する大型直売所は、規格外や試作した少量青果物の販路としての役割も担っている。直売所で販売する際、売れ残り商品はすべて出品者が持ち帰ること、店頭ポップ(商品広告)を自ら作成すること等のルールを定めることで、生産者はより消費者目線に立った販売方法を身につけることができる。

大型直売所では、青果物や畜産物のほか、草木、加工品等、多量多品種のものを容易に手に入れることができるという消費者の利点だけではなく、近隣企業や大学とのコラボレーション企画の一役も担っている。例えば、栄養学科の学生主催の収穫体験や「旬」を知る野菜の勉強会、栄養バランスを考えた「旬」のレシピ紹介等の親子向けの食育イベントの場や大学ブランドの加工品販売先の拠点となっており、生産者と地域住民をつなぐ重要な場所となっている。

3 生産者を核とした地域住民との関わり

(1) ジェラートがつなぐ地域住民の輪

都市近郊で畜産業を営む場合、悪臭、害虫、騒音等が苦情の原因となりうる。特に、家畜排せつ物処理を含む衛生管理は人体に影響を及ぼすため、他地域よりも早く適正な対策が講じられた。しかし、民家が密集している地

域に畜舎等が立地し、経営実態が分からない場合、苦情の標的とされ、風評被害を受けやすくなる。

都市部で牛が見られるということは、子どもたちにとって非日常であり、生き物に対する情操教育、さらにおいしいジェラートが食べられるとなると食育につながり、畜産業の理解醸成にもなりうる。また、6次産業化において、リピーター顧客の獲得は新規顧客の開拓以上に重要である。季節のジェラートを製造したり、種類を増やしたりするために、近隣の園芸農家との連携も重要となる。若手・子育て世代、新規就農者等が中心となって地域の食材を活用した6次産業は、同世代のニーズを把握しやすいだけでなく、地域コミュニティの中核にもなりうる。

集客施設を畜舎に隣接する場所に設置することで、生産者は畜舎を清潔に保つ努力をする。また、農場HACCPという家畜の飼養衛生管理の認証を受けることにより、生産者の努力を公に認められるようにもなる。畜舎等を見せるだけでなく、実際に乳搾り体験や実習等を受け入れることにより、地域住民とのつながりをより強化することができる。

(2) 地域住民とのコミュニケーションを重視した地産地消

ファーマーズマーケットや庭先販売は、生産者が消費者と直接相対で取引するため、話術も重要となる。青果物を販売するうえで、コミュニケーションは大切であり、野菜等の特性、栽培・調理方法等、顧客の質問に対して丁寧に対応できるか否かでも収益に影響する可能性がある。そのため、プロとしての意識を常に持ち、栽培技術向上、販売・調理方法等の勉強をする必要がある。農産物を作る者という意識だけではなく、経営者としての

意識を持ち、情報発信をしていくことも求められる。

市場出荷ではなく、個販による直接販売を主軸にしている場合、規格にとらわれず、自分の栽培したい作物を少量多品種生産ができる利点はあるが、近隣住民、特に子どもからおいしい青果物を作っている場所と知ってもらうこと、色の異なるレタスを作付けして、畑に文字や模様を描いて食べるだけではなく、景観保全をすることでも地域住民の理解醸成へとつながる。遊び心を活かし、生産者が楽しみながら農産物を生産し、近隣住民から親しまれる農業を行うことが地産地消につながり、ひいては農家の収益性も向上しうる。

4 おわりに

消費者は農産物の栽培方法や流通形態を学ぶ機会が少ないため、農と食が乖離しやすい実態がある。また、農業は「キツイ・汚い・危険(3K)産業」という悪いイメージに加え、「儲からない」という負の面だけが着目され、不透明な産業という認識が生じると健全な農地であっても迷惑施設になりうる。

都市農業を継続するうえで最も重要なことは、生産者と地域住民がコミュニケーションを図る場を設けることである。都市農業は、生産地と消費地が非常に近いため、生産者が消費者に歩み寄ることにより農業の実態をより深く理解してもらうことができる。特に、地域住民にどのような作物をどのような方法で作っているのかということを理解してもらうこと、顔の見える・話せる関係を作り出すことで、より信頼感が生まれ、ひいては地域コミュニティの形成にもつながる。

(こんの えな)

JA鳥取いなばの移動販売車の取組み

主任研究員 木村俊文

経済産業省によれば、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている「買物弱者」は、全国に約700万人いると推計され、今後も単身高齢者世帯を中心に増加傾向が続くと見込まれている。

鳥取県においても、過疎化の進行による商圏人口の縮小に伴い地元商店の経営が困難となったほか、公共交通機関の運行便数減少や高齢者の運転免許返上などもあり、買物弱者の問題は深刻化している。

こうした状況を踏まえて、「JA鳥取いなば」における移動販売車の取組みを紹介する。

1 強い要望を受けて運行開始

JA鳥取いなばは、鳥取県の東部地方、鳥取市と周辺町の1市4町を管内とするJAである。管内の65歳以上の人口は昭和55年の2万8,678人から平成22年には5万8,535人と30年で倍増し、この間の高齢化率は14.3%から31.1%に上昇した。一方、管内の小売業の事業所数は平成14年の5,432をピークに減少傾向が続いており、平成26年には3,553とピーク時に比べ34.6%減少した。

こうしたなか、平成7年の合併で100以上の店舗・事務所等を有していたJAでは、事業運営の効率化に取り組む必要から、平成15年に大規模な再編・統合に踏み切った。合併前14JAの中核支店のみを存続させることとなり、各地域のコミュニティの場でもあった身近な支店や出張所、食料品を扱う店舗などは必要最低限を残し、ほとんどが廃止された。

移動販売車の取組みを最初に始めた岩美町は、典型的な中山間地域であるが、JAの生活

購買店舗を含め地域の小売店が次々と閉店に追い込まれたことから、周辺住民は生鮮食品や日用品等の購入に不便をきたすようになった。このため、組合員からは集落座談会や支店運営委員会などを通じて、JAによる対応策を期待する声が多く寄せられるようになった。

一方、鳥取県は中山間地対策として「中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業」を立ち上げ、平成21年度から移動販売車による買物支援への補助金交付を開始した。

JAでは、先進地への視察など約3年間の準備・検討期間を経て、県や岩美町の支援を受け平成22年11月に岩美町で移動販売車の運行を開始した。岩美町での運行が最初となったのは、組合員数が多いことに加え、地区によっては小売店の減少と高齢化の進展が際立っていたことから、他の地域よりも対応が急務と判断したためである。

2 きめ細かなサービス提供

現在では、同JAのグループ企業でスーパー



買物弱者の支援に向けて平成22年11月から移動販売車の運行を開始(写真提供：JA鳥取いなば)

マーケットを経営するトスク株式会社がJAからの委託を受けて移動販売車を管理・運行している。

移動販売車は、車内に冷蔵庫などを備えた大型バス・1.5トン車・1トン車・軽自動車の4種類計6台あり、曜日別に設定した15か所前後を回るコースを月曜から土曜まで週6日運行することで、買物困難な管内の各地域を週2回ずつ訪問している。

JAでは、車両1台ごとに専従ドライバー職員1人を配置して運行ルートも固定させることにより、地域ごとに買物客の顔ぶれや生活の様子を熟知できるよう、地域とのつながりを考慮している。

取扱商品は生鮮食品や日用品など約500アイテムであるが、例えば移動販売車で取り扱っていない商品であっても、事前に連絡をしておけば一緒に積載するなど、きめ細かなサービスを提供している。なおかつ、店頭販売対象の特売チラシ商品を除き、移動販売車で取り扱う商品はすべて店頭と同価格で販売している。また、移動販売車のドライバーが組合員から農業資材に関することや貯金関連での要望などを受けた場合には、支店の担当者につなぐ対応もしている。JAでは、「買物弱者は生活弱者でもある」という一面があることから、今後もこうした利用者要望を捉えた対応を可能な限り維持する考えである。

利用者は手押し車で買物に来るような高齢女性の固定客が多いが、移動販売車には事前に頼んだものが自宅に届けられる形態とは違い「好きなものをその場で選んで買う楽しみ」があると好評を得ている。

なお、平成25年からは鳥取県警察からの委嘱を受け、移動販売車を利用する高齢者を対象に安全・安心サポート運動も展開している。ドライバーが買物に訪れた高齢者にチラシを配布して交通事故防止を呼び掛けるなど、声



移動販売車は「好きなものをその場で選んで買う楽しみがある」と利用者に好評(写真提供：JA鳥取いなば)

掛けによる見守り活動を積極的に進めている。

3 採算面の改善が課題

移動販売車1台当たりの年間売上高は1,100～1,200万円と何とか前年と同程度を維持しているものの、人件費等の負担が大きいためから厳しい経営状況が続いている。JAでは、利用者の動向を細かく分析し、コースの見直しやニーズの把握など収支改善を図ろうとしている。しかし、過疎地域の高齢者が対象であるため利用者数や購入単価が増えることは考えづらく、行政からの補助金も3か年で漸減する仕組みが多いこともあり、先行きも厳しい状況が見込まれている。

とはいえ、同JA経済部生活課の河本純一課長は、「たとえ少人数でも利用者がある限り手を差し伸べることが大切。それが我々の使命なのだから」と語る。冬場には人や車が通れるように雪かきをして到着を待つ利用者があるなど「移動販売車への期待と感謝の念に頭が下がり、身の引き締まる思いになる」とも話す。同JAにおける移動販売車の取組みは、暮らしを支える社会インフラとして必要不可欠な存在になっているという点で意義深い事例といえよう。

(きむら としぶみ)

地域の資源を活用した障がい者就労と6次産業化

—NPO法人サトニクラスの取組み—

主事研究員 一瀬裕一郎

札幌から北東へ車をわずかに1時間ばかり走らせると、樺戸郡月形町に到着する(第1図)。人口3,500人弱、農業が主産業の小さな町だ。町内には農家が235戸(2010年)あり、主に米、切り花、果菜類(スイカ、メロン等)を生産している。

障がい者等を雇用して、町内の農家で発生する規格外農産物から漬物を製造しているのが、NPO法人サトニクラス(以下「サトニクラス」)だ。その取組みを紹介したい。

1 サトニクラスの沿革

月形町出身でホクレンOBの楠順一氏が、町内外の有志を募って、12年5月にサトニクラスを設立した。多様な人々が共存共栄できる社会の実現を目指して活動している。活動拠点は月形町南部の歴史ある福祉施設を再利用した建物だ。^(注1)職員は楠氏を含め5名おり、就労継続支援A型事業所^(注2)として月形町内外から

第1図 月形町の位置



資料 筆者作成

12名の比較的軽度の障がい者を雇用している。

これまでに、新たな漬物の開発・PRや、漬物作りワークショップの実施などを通じて、地元の資源を活用した地域振興を図るとともに、障がい者やひきこもりの若者といった社会的弱者に社会参加の場を提供してきた。

2 漬物の製造と販売

サトニクラスの主たる事業は、漬物の製造である。漬物用農産物は、町内の農家から規格外のキュウリやナス、摘果メロン等を安価に調達している。それらを原料に、ビール漬け、醤油漬け、玄米漬け、粕漬け等、約50アイテムもの漬物を製造している(写真1)。

漬物の製造を担当しているのが、障がい者のスタッフだ。原料の洗浄からカット、漬け込み、袋詰めまでの一連の作業を担う。1日7名でシフトを組んでおり、1名あたり週4日程度の勤務である。スタッフとは通常の雇用契約が結ばれ、雇用保険および労災保険に加入するとともに、時給764円が支払われている。

製造した漬物は、次項で述べる直売所のほか、札幌市内のホクレンショップ「もぎたて市」(2店舗)、札幌駅前の商業ビルESTA内のホクレンショップ「グリーンコート」、イオン



写真1 障がい者のスタッフによる漬物の製造

江別店内の福祉コーナー「江別ときめいく」、月形町内の一般小売店で、消費者向けに販売している。また、月形刑務所の職員食堂向けにも漬物を納入している。なお、販路を今後年1店舗ペースで増やしたいと考えている。

3 直売所「花の里・月形」

サトニクラスが事務局を担う「つきがた農福交流推進協議会(以下「協議会」)」が15年2月に設立され、直売所を核として「農」を活用した医療や福祉との連携に取り組んでいる。協議会のメンバーはほかに、月形町役場産業課、同保健福祉課、JA月形町、月形新鮮組、NPO法人コミュニティワーク研究実践センター^(注3)である。なお、協議会の取組みは、農林水産省の「平成27年度都市農村共生・対流総合対策交付金(集落連携推進対策、人材活用対策)」^(注4)に採択された。

協議会は15年8月に直売所「花の里・月形」を開設した。6月からの5か月間、定休日の火曜日を除く毎日午前10時から午後4時まで



写真2 直売所で販売される漬物

営業している。直売所では、漬物や野菜、切り花などの農産物だけでなく、道内の月形刑務所や帯広刑務所で作られたインテリア用品や食器などの刑務所作業製品も販売している。

4 外部からの作業受託

サトニクラスは外部からの作業受託も行っている。具体的には、JA月形町からは野菜出荷用段ボールの組立作業を、町内の園芸業者からは庭園の除草作業を、それぞれ受託している。障がい者のスタッフ各人の得意分野を考慮し、力仕事や計算など、個々の適性に合った作業を割り振っている。

5 これからの展望

サトニクラスの年間売上高は、15年に約600万円だった。今後は年間売上高100万円(年間売上高1,200万円)が目標である。売上高が目標に達すれば、国・道・町から現在支給されている「障害福祉サービス等給付費」がなくとも、スタッフの賃金を支払えるようになる見込みとのことだ。

<主要参考資料・WEB サイト>

- ・北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(2014)『障がい者就農ビジネス化人材育成事業成果報告書 北海道内外における「農福連携」の概要と取組み事例』
- ・NPO法人サトニクラス <http://satoniclass.com/>
- ・月形町 <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/>
- ・つきがた農福交流推進協議会 <http://tsukigata.org/>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp>

(いちのせ ゆういちろう)

(注1)1964年に発足した知的障がい者施設「雪の聖母園」の創設者であるカトリック神父の故木内藤三郎氏が、有志を募り浄財を集めて手作りで建設した、ブロック積み二階建ての由緒ある建物。

(注2)就労継続支援A型事業所とは、企業などに雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約にもとづき就労に必要な知識と能力の向上を図る訓練などを行う事業所である。なお、障がいが重い人を受け入れるB型事業所では雇用契約を締結する必要がない。

(注3)月形新鮮組は楠氏が2000年に立ち上げた農家グループであり、メンバーは16名である。また、NPO法人コミュニティワーク研究実践センターは、札幌市に本部を置き、生活困窮者の自立を支援している。同法人は月形町に生活困窮者支援月形事業所「わくわく」を設置している。

(注4)複数の集落が市町村、NPO等多様な主体と連携して形成する集落連合体に対し、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図ることを目的とした交付金。

農林金融2016年 8 月号

事例にみる地銀の農業融資の変遷と新たな変化
(長谷川晃生)

畜産が盛んな地域を営業エリアとする地銀において、農業融資の残高増加を牽引してきた畜産(肥育牛)経営体向け運転資金融資は、子牛価格高騰の影響で、これまでの規模拡大による前向きな資金需要への対応から、経営維持のための融資へと大きく変化している。

一方、農業経営体の6次産業化への関心や、食品関連企業による地元農産物調達ニーズの高まり等を受けて、地銀は、農業経営体と様々な食品関連企業などとの連携による新たな事業展開への支援を、足元で一層積極的におこなっている。地銀を取り巻く経営環境が厳しいなか、こうした農業分野の支援による地域経済の活性化を通じた資金需要を創造することが、地銀にとって新たな課題となっている。

台湾におけるクレジットユニオン運動の展開
(古江晋也)

1960年代、アジア諸国では「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織形態の金融機関が相次いで設立された。この動きは台湾にも見られ、64年に最初の「^{ちようくこじよしや}儲蓄互助社(クレジットユニオン)が設立されて以降、カトリック教会、長老派教会や原住民族コミュニティを中心に広まった。

現在の儲蓄互助社は、多くのボランティアの人々の支援のもと、社員(組合員)からの出資金を原資に、社員に小口融資を実施しているが、預金の取扱いは行っていない。また、儲蓄互助社は小規模な組合であるが、銀行から融資を受けることができない人々にとっては不可欠な金融機関である。本稿では台湾における儲蓄互助社運動の歴史的展開と現状を概観することで、台湾社会における儲蓄互助社運動の意義を検討する。

農林金融2016年 9 月号

アマゾン川の物流開発で
穀物の輸出競争力を高めるブラジル

(阮 蔚)

大豆輸出で活況を呈するブラジル農業にはマツトグロッソ州を中心に大きな開発余地があり、アジア向けの食料供給源としてさらなる期待が高まっている。そのカギを握っているのは、輸送コストを大幅に削減するアマゾン川を活用した新たな輸送インフラの整備である。そのモデルとなるのは米中西部のミシシッピ川のバージ(舢舨)輸送システムである。すでに穀物メジャー各社などはミシシッピ川を模倣した水運システムをアマゾン川水系に再現しようと、大規模な投資を始めている。

アマゾン川の水運インフラが整備されれば、マツトグロッソでは牧草地の耕地転用、大豆裏作のトウモロコシ栽培が拡大する可能性が高く、中長期的には米国を上回る穀物輸出国になる可能性もあろう。

EU砂糖クォータ制度廃止の経緯と今後の展望
(亀岡鉦平)

EUにおける砂糖の生産調整政策である砂糖クォータ制度は、2017年9月末で廃止される。

EUにおける砂糖は歴史的経緯に規定され保護的な扱いを受けてきた品目であり、その点は砂糖クォータ制度の運用にも反映してきた。しかし、2006年改革を経てEUは輸出地域から輸入地域へと転換し、同時に域内生産の合理化が進んだ。

砂糖クォータ制度廃止は、2006年改革の延長としての性格を含みつつ、直接的にはEUの国際競争力向上を理由に決断された。しかし、競争力の向上は世界価格の上昇に依存した部分が大きく、EUの砂糖の国際的地位は安定的なものではない。よって、砂糖クォータ制度廃止後のEUの砂糖経済の動向を予測することは難しいが、域内における合理化は引き続き継続すると考えられる。

農林金融2016年 8 月号

(情勢)

信用金庫の取引先支援

(田口さつき)

はじめに

- 1 激しさを増す貸出競争
- 2 信用金庫の貸出に関する特徴
- 3 財務予測で経営判断支援
- 4 補助金申請書の作成支援
- 5 事業再生の支援
- 6 貸出業務の改善に向けた共通点
- 7 取引先支援から得られた効果

おわりに

近年の農家経済の動向

(山田祐樹久)

はじめに

- 1 農業の経営環境は厳しく、農業者の高齢化と減少が進む
- 2 小規模経営体の減少のなか、耕地集積が進む
- 3 水田作の規模拡大は進むが、経営は依然、政策の影響を強く受ける

おわりに

農林金融2016年 9 月号

農産物の安値に直面する 米国の農業所得安定化政策

(平澤明彦)

米国の農業所得安定対策はこの十年来、不足払いを中心とした制度から保険と収入ナラシへと重点を移してきたが、農産物の継続的かつ大幅な安値・値下がりによって、むしろ不足払いによる安定的な補填の方が有効な時期に入ったようである。

収入ナラシの選択割合は4分の3(従来の5倍以上)に拡大した。しかし2016年までには多くの作目で不足払いの方が有利となり、当初の選択が裏目に出る農業者も少なくないであろう。

綿花は不足払いが廃止されたものの、不足払いに近い水準の臨時助成がなされている。綿花専用の収入保険は値下がり補填として不十分であった。

酪農利幅保険は本格的な発動が始まったものの、有料部分の利用は少なく、補償が不十分との指摘もあり、別途の緊急支援策が打ち出されている。

金融市場

2016年 8 月号

潮流 英国の国民投票の先にあるもの

情勢判断

大型経済対策や追加緩和への期待が高まる
日本経済

情勢判断(海外経済金融)

- 1 堅調な経済指標を受け、利上げ観測が高まる可能性
- 2 減速が見込まれるユーロ圏の企業投資
- 3 景気下振れ圧力が依然強い中国経済

今月の焦点

急増する「ふるさと納税」の現状と今後の注目点

分析レポート

- 1 地方銀行の決算動向とマイナス金利政策下での戦略
- 2 最近の中国の過剰生産能力の解消への取り組み状況

海外の話題

英国のEU離脱とイングランド地方票

2016年 9 月号

潮流 金融政策の総括的検証

情勢判断

「総括的検証」を巡って憶測が飛び交う債券市場

情勢判断(海外経済金融)

- 1 依然残る9月利上げ実施の可能性
- 2 英国の国民投票後の欧州経済を巡る注意点
- 3 民間投資の鈍化が続く中国経済

経済見通し

2016~17年度改訂経済見通し

鶏卵の輸出について

有限会社仁光園 代表取締役社長 島 哲哉

弊社は富山県にて採卵養鶏業を営んでおります。1947年(昭和22年)に現在本社・GPセンターのある高岡市にて祖父が孵化場として創業してから今年で70年目になります。

ここ富山県は日本海側にある北陸に位置し、毎日使う飼料は200km以上離れた太平洋側の名古屋から運んでおり、生産コストから考えると必ずしも生産に適した土地ではありません。また消費立地としても富山県と隣の石川県がそれぞれ100万人の人口を有するとはいえ、必ずしも大きなマーケットでないところに地元産はもちろん県外からも卵が運ばれて来ていて競争は非常に厳しいものがあります。

そんななか、農林水産省が2004年に「みどりのアジアEPA推進戦略」を策定、そのなかには「ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進」が盛り込まれ、その後今に続くいわゆる「攻めの農政」が方向付けられました。そのことで2000年には3,149億円だった農林水産物・食品輸出額は2015年は7,452億円となりました。そのなかでも殻つき鶏卵は2000年0.12億円、40トンから2015年6億円、2,335トンと50倍以上の伸びを見せています。

弊社は成鶏で7万5千羽を飼養する富山県内でも中規模の養鶏場ですが、2009年(平成21年)より農林水産省主催の商談会がきっかけで香港へ殻つき鶏卵を輸出しています。現在8年目になりますが、昨今危惧していることがあります。

日本の卵は生で食べることができる世界でも例を見ない品質を誇っていますが、1990年代から始まったシステム鶏舎導入による大規模化により卵内のサルモネラ菌汚染の可能性が高まり、その当時サルモネラ食中毒が多発しました。そのことを受け1999年(平成11年)に行われた食品衛生法施行規則の改定により“生食の”賞味期限を採卵日を含め21日以内で表示することで食中毒件数を大幅に引き下げることができました。しかしながら、そのことで積極的にサルモネラ対策を行っている生産者の卵も同じ基準での枠組みに縛られています。

そのため香港で「生食用」として販売するためには空輸するしかないのですがコストがかかりすぎるため、ほとんどの卵は海上輸送で運ばれ正式に「生食用」としては販売されていません。

しかし、日本の卵として生食できることを期待されて購入されるお客様も居られるなか、万が一「日本」の卵でサルモネラ食中毒が発生し最悪死亡事故となった場合、日本の卵のイメージダウンになる恐れがあります。

今後さらに輸出量が増えることが予想されるなか、卵業界としてサルモネラ対策済みの卵に対する新しい賞味期限の基準を検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

(しま てつや)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール itazaki@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2016年9月号 (第56号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp